

---

# 事後備置書類

令和3年4月1日

AppBank 株式会社

---

## 合併に係る事後備置書類

当社は、令和3年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社 GT-Agency（以下「GT-Agency」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関しては、会社法第801条第1項及び会社法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第200条に定める事項は、以下に記載のとおりです。

令和3年4月1日

東京都千代田区平河町二丁目5番3号

AppBank 株式会社

代表取締役 村井 智建

印

- 1 吸収合併が効力を生じた日（施行規則第 200 条第 1 号）  
令和 3 年 4 月 1 日
  
- 2 吸収合併消滅会社における各手続の経過（施行規則第 200 条第 2 号）
  - (1) 株主の差止請求手続  
GT-Agency に対して、吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。
  
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続  
GT-Agency に対して、会社法第 785 条第 1 項に従い株式の買取りを請求した株主はありませんでした。
  
  - (3) 新株予約権者の新株予約権買取請求手続  
GT-Agency は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。
  
  - (4) 債権者の異議手続  
GT-Agency は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に従い、令和 3 年 2 月 16 日付で官報及び令和 3 年 2 月 26 日付で電子公告において、債権者に対して本合併に関する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに会社法第 789 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。
  
- 3 吸収合併存続会社における各手続の経過（施行規則第 200 条第 3 号）
  - (1) 株主の差止請求手続  
当社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。
  
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続  
当社に対し、会社法第 797 条第 1 項に従い株式の買取りを請求した株主はありませんでした。
  
  - (3) 債権者の異議手続  
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、令和 3 年 2 月 16 日付で官報及び令和 3 年 2 月 26 日付で電子公告において、債権者に対して本合併に関する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに会社法第 799 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。
  
- 4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である令和3年4月1日をもって、GT-Agency からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5 吸収合併消滅会社の事前備置書面（施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6 吸収合併の変更登記をした日（施行規則第200条第6号）

令和3年4月8日（予定）

7 その他吸収合併に関する重要な事項（施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

---

事前備置書類

令和3年2月16日

AppBank 株式会社

---

## 合併に係る事前備置書類

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社 GT-Agency（以下「GT-Agency」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うにあたり、会社法第 794 条第 1 項の定めに従い、下記のとおり会社法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 191 条に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

令和 3 年 2 月 16 日

東京都千代田区平河町二丁目 5 番 3 号

AppBank 株式会社

代表取締役 村井 智建



1 吸収合併契約の内容

別紙1の吸収合併契約書をご参照ください。

2 合併対価の定め相当性に関する事項（施行規則第191条第1号）

本合併は、当社の完全子会社との吸収合併であるため、本合併に際して、GT-Agencyの株主に対して、当社の株式又はこれに代わる金銭等を交付いたしません。また、本合併により、当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4 計算書類等に関する事項（施行規則第191条第3号乃至第5号）

- (1) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な事象の内容に関する事項  
当社において、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、以下のとおりです。

記

- 令和3年1月1日株式譲受

当社は、令和2年1月1日付で、株式会社ガイアックスの所有するGT-Agency株式会社の普通株式60株を、1株42,500円として、計2,550,000円で譲り受けました。

(2) 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(ア) 最終事業年度の計算書類等

吸収合併消滅会社であるGT-Agencyの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

(イ) 最終事業年度の末日後に生じた重要な事象の内容に関する事項

該当事項はありません。

5 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（施行規則第191条第6号）

本合併効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における当社の債務について、履行の見込みはあると判断しております。

以上



## 吸収合併契約書

AppBank 株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社 GT-Agency（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

### 第2条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：AppBank 株式会社

住所：東京都千代田区平河町二丁目5番3号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社 GT-Agency

住所：東京都千代田区平河町二丁目5番3号

### 第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

### 第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

### 第6条（株主総会の開催）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約を承認する株主総会決議を経なければならない。

### 第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

## 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

## 第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又はその他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本合併に関し、本契約の内容、本合併に係る協議・交渉経緯・内容及び相手方から開示される一切の情報（次の各号に掲げる情報を除き、以下「秘密情報」と総称する。）につき、相手方の書面による事前の承諾なく、弁護士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、本合併の検討以外の目的で使用してはならない。但し、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定に基づき開示を要求される場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。

- (1) 受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- (2) 受領した時点で、受領者がすでに保有していた情報
- (3) 受領者が別途正当な権原を有する第三者から適法にかつ守秘義務を負わずに取得した情報
- (4) 受領者が秘密情報によらずに独自に取得した情報

## 第11条（公表）

甲及び乙は、相手方の事前の同意なく、本合併の検討内容について公表せず、プレス・リリースその他の公表の内容、時期及び方法については、甲乙別途協議の上、合意する。

## 第12条（合意管轄）

1. 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠する

## 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2021年2月12日

甲：東京都千代田区平河町 2-5-3

AppBank 株式会社

代表取締役 村井 智建



乙：東京都千代田区平河町 2-5-3

株式会社 GT-Agency

代表取締役 村井 智建



# 決算報告書

(第 9 期)

自 2019年 1月 1日  
至 2019年 12月 31日

株式会社 GT-Agency

東京都千代田区平河町2-5-3

Nagatacho GRID

# 貸 借 対 照 表

2019年 12月 31日

(当期会計期間末)

株式会社 GT-Agency

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 5,430,246】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 4,874,351】</b>
現金及び預金	3,639,163	買掛金	2,438,261
売掛金	1,371,184	未払金	2,350,367
前払費用	144,265	未払法人税等	70,000
未収入金	275,634	預り金	15,723
<b>【固定資産】</b>	<b>【 0】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【 5,000,000】</b>
(投資その他の資産)	( 0 )	長期借入金	5,000,000
貸倒懸念債権	1,854,000	<b>負債合計</b>	<b>9,874,351</b>
貸倒引当金	△1,854,000		
		純資産の部	
		科 目	金 額
		<b>【株主資本】</b>	<b>【 △4,444,105】</b>
		資本金	3,000,000
		<b>【利益剰余金】</b>	<b>【 △7,444,105】</b>
		(その他利益剰余金)	( △7,444,105 )
		繰越利益剰余金	△7,444,105
		<b>純資産合計</b>	<b>△4,444,105</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,430,246</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>5,430,246</b>

# 損 益 計 算 書

自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社 GT-Agency

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上	14,919,015	14,919,015
【売上原価】		
原価	16,920,279	16,920,279
売上総利益		△2,001,264
【販売費及び一般管理費】		1,182,267
営業利益		△3,183,531
【営業外収益】		
受取利息	16	
雑収入	366	382
【営業外費用】		
支払利息割引料	49,092	49,092
経常利益		△3,232,241
税引前当期純利益		△3,232,241
法人税等		70,288
当期純利益		△3,302,529

# 販売費及び一般管理費明細書

自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社 GT-Agency

(単位：円)

科 目	金 額	
賃借料 (リース料)	137,000	
租税公課	10,000	
支払報酬	100,000	
業務委託費	841,794	
通信費	56,408	
雑費	37,065	
販売費及び一般管理費合計		1,182,267

自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社 GT-Agency

(単位：円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	3,000,000	△4,141,576	△4,141,576	△1,141,576	△1,141,576
当期変動額					
当期純利益		△3,302,529	△3,302,529	△3,302,529	△3,302,529
当期変動額合計	0	△3,302,529	△3,302,529	△3,302,529	△3,302,529
当期末残高	3,000,000	△7,444,105	△7,444,105	△4,444,105	△4,444,105

